

シェイクスピア劇と売春産業

—裏社会神話の誕生

中野春夫

今日でもエリザベス朝社会といえば、A. V. ジャッジズやガミーニ・サルガードーによる著書を通じて、「エリザベス朝の裏社会 (Elizabethan Underworld)」の用語とそのイメージが広く流布している。私たちシェイクスピア研究者もグローブ座とその周辺環境を解説する場合には、売春やギャンブルが堂々と営まれる一大歓楽街 (暗黒街) として紹介するのが通常である。じっさい、バンクサイドの歴史を一般向けに紹介しているブックレットのタイトルも *Bankside: London's Original District of Sin* であり、そのアウトロー的な裏社会の特性が、芝居を含む見世物興行と売春ビジネスに帰せられている。

バンクサイドはロンドン市の行政・司法の管轄外に置かれ、闘鶏や芝居小屋、娼館、熊いじめ場、猥雑な宿屋と居酒屋といかがわしい娯楽の空間としてその名を轟かしていた。

Being outside the jurisdiction of the City of London, it was renowned as a place of raffish recreation with its cockpits, theatres, brothels, its bear garden and its bawdy taverns and alehouses. (Brandon 9-10)

本稿ではシェイクスピア時代の売春ビジネスの実態と芝居小屋 (演劇作

品）における売春表象の関係を分析したうえで、演劇における風俗表象が同時代の欲望や恐怖、不安をどう投影していたのかを検討してみたい。

そのうえで確認しておきたいのは、中世期から今日まで売春ビジネスはイングランド社会で原則的に非合法であり（今現在、個人の売春は合法であるが、宣伝や斡旋、娼館経営は違法である）、それはシェイクスピア時代でも同様であったことである。イングランド国教会の教会法で「未婚者淫行罪（fornication）」が明記されている限り、売春は公然と行える商売ではなかった。その一方で、女性と金銭で性的関係を結ぼうとする男性が既婚・未婚を問わず常に存在し、この非合法の快楽が、1920年代アメリカの禁酒法と同じように売春斡旋という裏ビジネスを繁栄させていた。その禁断の娯楽がある時期に限って、ある特定の地域で公的に黙認されていたことが、「エリザベス朝の裏社会」神話が出現する原因になっている。

1) シェイクスピア時代の売春ビジネス・マップ

吉原とか飛田新地という固有名詞が今日の私たちに売春を強く連想させるように、シェイクスピア時代のロンドンにも娼館街の代名詞とも言うべき名高い地域があった。その一つがサザック管区、すなわちロンドン市の行政・司法権が及ばないテムズ川南岸の特権区域である。このサザック管内のバンクサイドで、売春の「特権（priviledge）」が14世紀末から認められていたが、その特権もシェイクスピア劇が上演されるおよそ半世紀前の1546年に、バンクサイドに立ち並んだ娼館ごと消滅してしまった。歴史編纂家のジョン・ストウは『ロンドン概観』（1598年）の中で、バンクサイドの娼館街が一日で消え失せた出来事を以下のように記している。

キリストの御年で1546、すなわちヘンリー8世治世の37年目にサザックの娼館街に並ぶすべての店舗が国王陛下のご命令によって引き倒され、トランペットが吹き鳴らされる中、この娼館街の特権は廃止

され、今後は通常の娼館として規制対象となり、王国の他地域と同様にバンクサイド娼館街の住人も善良で誠実な生活を送るべきことが宣告された。

In the yeare of Christ, 1546. The 37. Of Henry the eighth, this row of stewes in Southwarke was put downe by the kings commandement, which was proclymed by sounde of Trumpet, no more to be priuledged, and vsed as a common Brothel, but the inhabitantants of the same to keepe good and honest rule as in other places of this realm, & c. (Stow Vol. II 55)

これ以降、バンクサイドで売春が行われた場合は、娼婦と経営者、斡旋者は「通常の娼館」と同じく厳しく処罰されることになり、ロンドンの売春ビジネスは再び全面的に非合法化されるようになったのである。1525年に生まれ、1605年に80歳で亡くなるまでロンドンで暮らしたジョン・ストウは当時として例外的に長寿であり、1598年出版の『ロンドン概観』において、16世紀半ばに起きた社会変化をリアルタイムの体験として語る事ができた。この出来事が起こった1546年当時、ストウは21歳であり、「トランペットが吹き鳴らされる中」という具体的な描写は、ストウがロンドン市内側からこの光景を目撃していた可能性を示している。

シェイクスピア劇がロンドンの芝居小屋で上演されるようになった1590年代において、日本の吉原や風営法以前の赤線のように売春ビジネスを公然と行える地域は存在しなかった。ただし、公認の娼館街がかつて川向うに存在していて、半世紀前に撤廃されたことはロンドンの住人の多くによって記憶されていたに違いない。『尺には尺を』の上演時期は1603年頃と推定されているが、以下の引用は、「布告 (proclamation)」によってロンドンの売春ビジネスを一変させた半世紀前の取り締まりをパロディー化したものであり、逆説的に50数年前の出来事が観客の間でよく知られていたことを示している。

- ポンピー 女将さん、布告のことは知らないんですかい？
- オーヴァーダン なんだい、布告って？
- ポンピー ウィーン郊外の娼館をすべて引き倒せていうお達しです。
- オーヴァーダン 市内の店はどうなるんだい？
- ポンピー 今後の種付けのために残しておくそうです。物分かりのいい市議員さんが取りなしてくれなかったら、そっちもお取り潰しでした。
- オーヴァーダン でも、郊外にある私たちのお楽しみ宿はすべて壊れてしまうのかい？
- ポンピー はい、根こそぎ取り壊されます。
- Pompey You have not heard of the proclamation, have you?
- Overdone What proclamation, man?
- Pompey All houses in the suburbs of Vienna must be plucked down.
- Overdone And what shall become of those in the city?
- Pompey They shall stand for seed; they had gone down too, but a wise burgher put in for them.
- Overdone But shall all our houses of resort in the suburbs be pulled down?
- Pompey To the ground, mistress. ⁽¹⁾

(*Measure for Measure*, 1.2.67-75)

『尺には尺を』の地理的設定はウィーンであるが、この引用における特殊な地理的言及は、シェイクスピア時代の観客の頭の中に娯楽文化的なロンドン地勢マップが存在していて、観客たちはこのメンタル・マップに基づいて台詞の地理情報に反応していたことを示唆している。

娼館女将のオーヴァーダンが「郊外にある私たちのお楽しみ宿が取り壊

される」と不安がる時、同時代の観客はテムズ川南岸の「郊外（the suburbs）」、すなわち半世紀以上前まで存在していたバンクサイドの公認娼館街を想像したのであろう。『尺には尺を』のポンピーは売春の代名詞となるもう一つの「市内」の娼館街に言及するが、こちらも実際にロンドン市内の北西部に存在していた。マーサ・カーリンの指摘によれば、1546年のバンクサイド閉鎖に先立ち、ロンドン市は1543年に管轄区域内の売春禁止令を出し、現実世界では「市内」の公認赤線地帯も消滅していた。ちなみに、それまで一般人と変わりのない生活を送ることができたバンクサイドの娼婦が、この1543年から教会から破門処分を受けるようになり、娼婦の遺体は以後、江戸時代の回向院に相当するクロスボーンズ・グレイヴヤード（Crossbones Graveyard）の穴倉に放り込まれるようになる（Carlin 226）。

シェイクスピア時代ではロンドン「市内」の娼館街も閉鎖されており、公式的には売春は非法であった。にもかかわらず、先の引用はシェイクスピア時代の観客がある種の地名や店舗の名称を聞けば、条件反射的に売春ビジネスを連想したことを示唆している。『ヘンリー4世・第2部』において女将クイックリーはフォールスタッフの出没場所として挙げる「パイ・コーナーの馬具屋」、すなわちコック・レーンとギルトスパー・ストリートが交差するスミスフィールドの十字路にある（おそらく架空の）風俗店がまさしくその例になる（Williams 234-35）。

クイックリー　ファングの旦那、しっかり捕まえてね、スネアの旦那、逃がしちゃだめよ。あいつはパイ・コーナーの馬具屋に現れますよ。あのでっかい図体を載っける鞍〔娼婦の隠語〕を買いにね。

Quickly　Good Master Fang, hold him sure : good Master Snare, let him not scape. He comes continuantly to Pie-corner —saving your manhoods—to buy a saddle.

(The Second Part of Henry the Fourth, 2.1.18-19)

『尺には尺を』と『ヘンリー4世・第2部』での「郊外」や「パイ・コーナーの馬具屋」の言及は、公認の赤線地帯が消滅したにもかかわらず、バンクサイドやコック・レーンが娼館街の代名詞として通用し続けていたことを示している。売春ビジネスがロンドンから一掃されたわけではなく、引き続きバンクサイドとコック・レーンでは売春が闇営業で行われていた可能性は間違いなく高い。ストウ本人はその地域の売春宿に言及していないものの、『ロンドン概観』の編者である C. L. キングズフォードの註釈によれば (Stow Vol. II 371)、コック・レーン界限、とりわけターンミル・ストリート (別名ターンブル・ストリート) やスミスフィールドはいかがわしいビジネスが行われる地域だった。

じっさい、『ヘンリー4世・第2部』の例からすると、同時代の観客はターンミル (ターンブル) という固有名詞にどのような「武勇伝 (feats)」を連想すればよいのか分かっていたらしい。

フォールスタッフ　あの瘦せこけた判事 [シャロー] がしゃべることといえば、若いころの放縦やターンブル通りでの武勇伝だけだ、それも3つに1つは真っ赤な嘘で、それをトルコのスルタンへの貢納さながらに懇切丁寧に説明しやがる。

Falstaff　This same starved justice [Shallow] hath done nothing but to prate to me of the wildness of his youth, and the feats he hath done about Turnbull Street, and every third word a lie, duer paid to the hearer than Turk's tribute.

(The Second Part of Henry the Fourth, 3. 2. 218-21)

この引用の“the feats”は *OED* の定義では廃語の「悪事」(feat, †3) に該当する表現であるが、「ターンブル通り」と結びつくことで特定の悪事、買春を示唆することはシェイクスピア時代の観客には自明であっただろう (Williams 316)。逆説的にこの表現は、以前のバンクサイド娼館街のような合法的に買春が行える施設がなくなったため、法をくぐって何人の女性と関係を持つことができたかという「武勇伝」が生まれうることを示している。

2) シェイクスピア時代における売春ビジネスの実態

1546 年以前、ロンドン市内及びその近郊に「特別な権利を認められた (privileged)」赤線地帯が存在していたが、その存在を半世紀後の人間にも広く知らせたのが、先に引用したジョン・ストウによるバンクサイドの紹介である。ストウによれば、バンクサイドには記録に残らないほど古い時代から「ボルデッロ」と呼ばれる娼館街が存在し、この娼館街はヘンリー 2 世時代に議会の認可と特別な権利を得て、王国公認の赤線地域になった。さらにジョン・ストウはこの娼婦街に与えられた「特許状」を見たことがあると述べている。

テムズ川南岸のその隣には、かつてボルデッロあるいはサウナ街と呼ばれる区域があった。その名称は不道德な男性がその種の女性を目当てに通うサウナ店がその地域で公認されたことに由来し、その営業を認める特許状を私は読んだことがある。ヘンリー 2 世治世 8 年目 [1162 年] のウェストミンスターで開催された議会は、以下の条例がこの特権区域内で、記憶に残らないはるか以前から行われてきた慣習に従い永遠に守られるべきことを、下院において制定し、国王と貴族院によって認可された。

Next on this banke was sometime the Bordello or stewes, a

place so called, of certaine stew houses priuiledged there, for the repaire of incontinent men to the like women, of the which priuiledge I have read thus. In a Parliament holden at Westminster the 8. of Henry the second, it was ordeyned by the commons and confirmed by the king and Lords, that diuers constitutions for euer should bee kept within that Lordship or franchise, according to the olde customes that had been there vsed time out of mind. (Stow Vol. II 54)

ストウが見たというバンクサイド娼館街の「特許状」とは、バンクサイドの娼館に対するイングランド議会の認可証書と、売春ビジネスを娼館所有者と娼婦、客との間でトラブルなく行うために作られた 36 項目の規則集を収録したマニュスクリプトであり、現在オクスフォード大学のボドリー図書館に収蔵されている (Post 419)。このマニュスクリプトは 1976 年に E. J. バーフォードにより学術資料として活字にされ、1990 年代半ば以降、ルース・マッツォ・カラスやマーサ・カーリンなどにより、社会史もしくは女性史の領域で本格的に分析され始めている。学術的な分析が始動すると、すぐさま判明したのが「特許状」の歴史的経緯に関する捏造である。

ストウは真に受けてしまったが、バンクサイドの娼館街が 1162 年の議会によって特権を認可されることなどありえない。「模範議会」として知られるイングランド議会の原型ができるのはエドワード 1 世時代の 1295 年であり、ヘンリー 2 世の治世では議会の議の字もなかったからである。英国公文書館研究員の J. B. ポストの推定によれば、この「特許状」が作成されたのは以下の「ロンドン市布告」より約 40 年ほど後の 1430 年代である (Post 422)。

ヘンリー 2 世時代の議会による公認と特権授与は真っ赤な嘘ではあるけれども、バンクサイド娼館街の「特権」は確かに存在し、それは農民叛乱が収束した直後の時期にあたる 1393 年にロンドン市が公布した布告から

生まれている。ロンドン市はテムズ川南岸のバンクサイドとスミスフィールドのcock・レーンでの売春ビジネスを例外措置として認可し、この二つの地域に娼館を隔離したばかりでなく、集中管理が可能なシステムで営業させるようにした。

ロンドン市、1393年布告

上記に述べた市内及び郊外の宿泊所、「行商人」の居酒屋など悪名高い場所で娼婦、特にそのような嘆かわしい恥ずべき生業につくフランドル人娼婦の許を訪れ、性交渉を重ねることにより、過去に多くの喧嘩や騒動、乱闘が起こり、多くのものが殺害されてきた。よって我々は、我が陛下リチャード王およびロンドン市長、並びにロンドン市評議会の代理として、今後その種の娼婦が昼夜を問わず、以下に定める地域以外のロンドン市内および郊外において外出および宿泊することを禁じ、「サウナ場 (the Stew)」街と呼ばれる地域、すなわちテムズ川の南岸 [バンクサイド] およびcock・レーンにおいてのみ生活および商売をするべきことを定める。

The London proclamation of 1393

Also, —whereas many and divers affrays, broils, and dissensions, have arisen in times past, and many men have been slain and murdered, by reason of the frequent resort of, and consorting with, common harlots, at taverns, brewhouses of *huksters*, and other places of ill-fame, within the said city, and the suburbs thereof; and more especially through Flemish women, who profess and follow such shameful and dolorous life: —we do by our command forbid, on behalf of our Lord the King, and the Mayor and Aldermen of the City of London, that any such women shall go about or lodge in the said city, or in the suburbs thereof, by night or by day; but they are to keep themselves to

the places thereunto assigned, that is to say, the Stew; on the other side of Thames, and Cokkeslane… (BHO/ British History Online: *Memorials of London and London Life in the 13th, 14th and 15th Centuries*, originally published by Longman, Green, 1868)

売春ビジネスに対してこのような認可状が存在したのであれば、公認の赤線地帯は当然のことながらイングランド王国中のどこにでも存在していたように思われるが、カラスの指摘によれば、実際にはケント州のサンドウィッチとハンプシャー州のサザンプトン、そしてロンドンの3都市だけに認められる現象であった (Karras 35)。これらの都市はいずれも港湾の町もしくは交通の要地であり、水夫や地方巡業者によって買春の需要が高かったことで共通する。言い換えれば、この3都市は立地条件から売春絡みの騒乱や暴力事件が起こりやすい地域であり、カラスはいずれの都市も集中管理という利便性の点から赤線地帯を公認化したと推測している (Karras 36-37)。

今日娼館を表す英語は *brothels*、娼婦は *prostitutes* であるが、この「特許状」は中世期からシェイクスピア時代にかけて使われていた売春関連の専門用語を教えてくれる。娼館は “*stews*”、娼婦は “*a single woman*”、“*a common woman*”、“*a woman who lives by her body*”、娼館経営者（所有者）は “*stewholder*” である。娼婦は「自分の肉体」を商売道具にする完全な自営業者であり、住居はサザック以外に持たなければならなかった（第1項 A1、第2項 A2）。

第1項、慣習法に残る古来よりの慣習により我々は娼館の所有者及びその妻が娼婦たちを好きな時に、好きなだけ出入りさせなければならぬことを定める。違反した場合は領主代理によりその管轄区域で開かれた荘園裁判で3シリング4ペンスを没収する。

A.1 First, therefore, we ordeyne and make accordyng to the seid

olde custumes conteyned in the custumery, that ther be no stewe holder nor his wife let no single woman to go and come atte alle tymes whan thei liste; and ofte tymes as thei do the contrarie, to forfait to the lorde atte every courte / holden within the seid lordship whan thei be presented by the constables there, iij. s. iiij. d.
(Post 423)

娼婦たちは部屋の使用料として「相場よりはるかに高い」（Karras 38）とされる週 14 ペンスを経営者に支払わなければならなかった（第 9 項 B2）。また娼婦は愛人を持つてはならず（すなわち、商売度外視のサーヴィスをしてはならない）（第 19 項 B12）、強引な客引きや客との口論や喧嘩もご法度だった（第 14 項 B7、第 21 項 B14）。娼館ではアルコールや肉、魚などの飲食物全般から石炭、薪木、蠟燭まで生活必需品はいっさい客に提供してはならなかった（第 36 項 B29）。

娼館にたいする私たちの一般的なイメージは、吉原の妓楼のように娼婦が負債で自由を拘束される労働隷属者のそれであるが、意外なことに、この「規則集」はバンクサイドの娼婦たちがかなり自由な環境のもとで働いていたことを示している。E. J. バーフォードの表現によれば、娼館街として知られるバンクサイドの施設は「娼館そのものではなく、個々のプロが決められた賃貸料を払うことにより売春を行うことができるレンタルルーム施設」（Burford 54）であった。バンクサイドの娼館は売春ビジネスの古典的なそれ、すなわち人身売買で購入した娼婦を娼館内に監禁し、売春の強要によって多大な利益を得る類のものではなく、売春用の部屋を法外な賃貸料で娼婦に貸すことによって収入を確保していたのである。第 14 項（B7）は娼婦がドアの脇におとなしく座っているべきこと、袖引きなど強引な客引きを行ってはいけないこと、第 15 項（B8）は娼館の女将が客引きすることを禁じているが、これらの禁止条項は料金の交渉がドアの脇に腰かけている娼婦と客の間で直接行われ、代金も直接娼婦に渡され

ていたことを示している。

『ペリクリーズ』では、マリーナがレスポス島ミティリーニの娼館に「金貨1千枚」で売られている（*Pericles*, 4.2.53-54）。またこの娼館では、11人の「哀れな私生児」が女主人に引き取られ、11歳まで養育されて娼婦になるという設定になっている（*Pericles*, 4.2.13-18）。結果として吉原の妓楼のような人身売買と束縛が設定されているので、今日の私たちにはこの設定が「裏社会」の実態のように思えるけれど、バンクサイド娼館街が公認された1393年以後の売春ビジネスでは少なくとも一般的ではなかった。

気になるのは売春の相場であるが、イーデン・ジョンソンという15世紀の売春斡旋者の証言によれば「20ペンスから最大で4シリング」であり、定額の相場は存在しなかったらしい（Karras 79）。20ペンスから48ペンス（4シリング）は15世紀の一般的な熟練労働者の日当の5倍から12倍に相当し、これは誰もが気軽に払える額ではなく、この情報が正確であれば娼館街は職人や農業従事者には縁遠い空間だった。第8項（B1）で娼館経営者は妻以外の女性を住まわせてはならず、娼館の従業員が「洗濯女1名と給仕人男性従業員1名」に制限されていたので、『尺には尺』のポンピーや『ペリクリーズ』のボルトのような外回りのポン引き（pander/pimp）は1546年以前のバンクサイドにはいなかったはずである。

娼婦たちは一日にどのくらいの客をとったのであろうか？ 推定できる客の数も分かっていないが、第27項（B20）の規定を文字通りに解釈すれば1日に1人である。

第27項、寝るために客から代金を受け取った娼婦は、夜明けまでその客と一緒に過ごし、夜明け以降に起床しなければならない。違反した場合は6シリング8ペンスを科す。 (Post 425)

Item, if any woman take any monee to lye with any man, but she

ly stille with hym til it be the morwe tyme and thanna arise,
shal make a fyn of vj. s viij. d.

上記の引用における“lie with”を「性的関係を結ぶ」（*OED* “lie” 1 f）と解釈すれば、1日に相手をすべき客は1人になる。一方、「同衾する／同じベッドで寝る」（*OED* “lie” 1 e）と解釈すれば、娼婦が1日にとる客の数は制限されておらず、上記の規則は「夜明けまで」、すなわちオールナイトの料金を受け取った場合は、その客とは契約通り朝まで共にせよという規則になる。もしこの規定が1日1人を意味するのであれば「実情としてほとんどありえない」（Karras 158）表現であり、バーフォードが推測するように後者の解釈があてはまると思われる（Burford 56）。

ロンドンのソーホーや東京の歌舞伎町など、典型的な歓楽街として知られる区域に対する今日のイメージは、昼の日常とは対照的な「夜の街」である。ところがバンクサイドの歓楽街では、実質的に夜間営業が行われていなかった可能性が高い。「夜明けまで客と一緒に過ごす」ことは、客の側から見ると、日暮れ近くなど、午後遅い時間帯には朝帰りを前提として娼婦と交渉しなければならなかったことを意味する。第28項B21において、娼館経営者は「荘園の慣習に違反してボートを所有する」ことを禁じられているが、バーフォードの解釈によれば、これは治安上の理由からロンドン市街への娼館による夜間送迎サービスの禁止を意味する（Burford 56）。ロンドン市は1391年に、治安上の理由から「ボート漕ぎ（boatmen）が日没から夜間の間、客をバンクサイド娼館街へ運んではならず、その時間帯はボートを南岸20尋〔約36メートル〕以内に停泊させてはならない」と命じている（Carlin 213）。闇営業が行われるのは世の常であるが、電気やガスが整備される以前の時代において、夜間営業、とくに照明代に加えて暖房費のかかる冬季の夜間営業は、娼館にとって客の需要も見込めず、さらにコストにも見合わなかったであろうことは歴然としている。

『規則集』において娼婦を指す用語の一つに「体で生活する女性」があるが、確かに娼婦たちにはよくも悪しくも職務に徹することが要求されていたようである。第19項（B12）の「愛人」に対する言及はバンクサイドでは娼婦と客との恋愛がご法度であり、サービスに私的な感情を交えないことを間接的に要求している。もしそうだとすれば、オールナイトの客を除いて、買春側にも売春側にも「ことが済めばさっさと帰る、客を長居させない」という暗黙の了解が存在していたのかもしれない。1546年以前のバンクサイドに限定されるが、娼館による飲食物の提供が禁じられていたため（B29）、娼婦の部屋には長居できる、もしくは長居したくなるような快適な環境はおそらく整えられてはいなかった。

かつてバンクサイドに存在した公認の娼館街で提供されるサービスには、「暗闇での行為（the deeds of darkness）」（*Pericles*, 4.6.30）という婉曲表現がそのまま当てはまり、吉原でしばしば起きていた顧客と遊女との禁断の恋愛関係も、1546年以前のバンクサイドでは現実的な話ではなかったかもしれない。「肉体で生きていく女性」が、『ペリクリーズ』のライシマカスのような客と出会えるロマンチックな可能性もほぼ皆無だったであろう。性交渉以外の満足を与えることが「ボルデッロ」時代には基本的に想定も要求もされていなかったのに対し、シェイクスピア劇における売春関連の描写、言及は1546年以降になると売春ビジネスの形態、さらには売春と買春に対する社会の視線が一変していたことを示している。

3) シェイクスピア劇における売春ビジネスの表象

バンクサイドは東端がウィンチェスター司教公邸に隣接しており、ウィンチェスター司教は司教管区を統括する高位聖職者であるばかりでなく、世俗領主としてこの一帯の地権者でもあった。売春宿すべてから法外な地代収入を得ていたばかりか、15世紀以降、ウィンチェスター司教は世俗の地権者として「ベル亭（the Bell）」と「飾り船亭（the Barge）」とい

う娼館2軒の実質的な所有者となり、売春ビジネスから直接的な利益を享受していた（Karras 41; Carlin 213 n.23）。さらにサザック管区の領主として、ウィンチェスター司教は領主裁判所の最高責任者であり、娼館経営者や娼婦、顧客に対する罰則金から、処罰を逃れるための賄賂まで多額の収入を得る立場にあった。今日の私たちには信じがたい話だが、教会のトップに立つ聖職者が聖俗の立場を使い分けて売春ビジネスと深く関わっていたのである。その結果、バンクサイド娼館街の閉鎖後でも、ウィンチェスターという固有名詞は売春とその副産物を強く連想させることになった。

かつてテムズ川南岸にあったこの娼館街に対し、シェイクスピア時代の人間がどのようなイメージを持っていたのか、そのステレオタイプのイメージを示す隠語が1590年代に生まれていた。イタリア人のジョヴァンニ・フローリオ（英語名ジョン・フローリオ）は1598年に刊行した伊英辞典『言葉の世界（*A Worlde of Wordes*）』の中で、イタリア語“panocchia”に対し「女性器のおでき、ウィンチェスターの雌鷺鳥（*a cunt botch, a Winchester goose*）」という訳語を与えた。OEDは“Winchester goose”の初例をフローリオの伊英辞典としているが、すでにその6年前もしくは7年前から、この隠語がロンドンの芝居小屋で使われていたことは明らかである。

『ヘンリー6世・第1部』の前半はイングランド王国の内紛の象徴として、グロスター公爵ハンフリーとウィンチェスター司教ボーフォートとの激しい権力闘争を描いている。その第1幕第3場で、新たにローマ教皇から枢機卿に任命されたウィンチェスター司教が緋色の枢機卿帽を被って登場すると、この登場はグロスター公によって、「ウィンチェスターの雌鷺鳥」という不思議な表現でなじられる。

ウィンチェスター　グロスター、この狼藉の裁きは教皇様の御前でつけてやる。

グロスター　ウィンチェスターの雌鷺鳥、引っこくれ、引っこ

くれ、
こやつらはみな叩き出せ、お前たち、何をぐずぐ
ずしておるのだ！

Winchester Gloucester, thou wilt answer this before the Pope.
Gloucester Winchester goose, I cry, "A rope, a rope!"—
Now beat them hence: why do you let them stay?

—
(*The First Part of Henry the Sixth* 1.3.52-54)

『ヘンリー6世・第1部』にはクォート版がなく、上記の台詞が初めて活字化されたのは1623年の全集版（ファースト・フォリオ）である。したがって、出版物で“Winchester goose”が登場する最初の例はOEDの記述通りフローリオの伊英辞典であるけれども、舞台の台詞や辞典の定義に登場すること自体、“Winchester goose”という隠語がすでに幅広く流布し、観客や辞典の読者は誰もがその意味を知っていたことを示す。フローリオに従えば、その意味は「女性器のおでき」であり、その由来はWinchesterという固有名詞とgoose（雌鵞鳥）の性別から、明らかにバンクサイドの娼婦と関連してできた表現である。「ウィンチェスターの雌鵞鳥」はバンクサイド娼婦の性病（おそらく梅毒）を指し、グロスター公はその赤くたれた症状をウィンチェスター司教の腐敗と司教が新たに被る緋色の枢機卿帽と重ねているものと思われる。

シェイクスピアの劇団である宮内大臣一座は1599年から本拠地の芝居小屋を、北部郊外のシアター座からバンクサイドのグローブ座へと移転させていた。シェイクスピア時代のサザック（バンクサイド）といえ、今日の私たちには祝祭的な無法地帯が想像されるのかもしれないが、同時代の人間には梅毒をまき散らすバンクサイド娼婦、その肉体で莫大な富を蓄えるウィンチェスター司教、そして赤くたれ切った梅毒のおぞましい症状と、同時代の表現で言えば「穢れた悪 (foul evil)」（梅毒の別名）を強

く連想させる地域だった。宮内大臣一座が本拠地をバンクサイドのグローブ座に移転させた1599年の3年後、シェイクスピアは『トロイラスとクレシダ』のフィナーレで、「売春斡旋者」のモデルとなる登場人物に隠語の「ウィンチェスターの雌鷺鳥」を使わせていた。

ボッカッチョやチャョーサーなど14世紀の原的な「トロイラス物語」において、パンダラスはトロイラス王子の姪クリセイデに対する片想いを実らせる恋の橋渡し役であった。ところが、『トロイラスとクレシダ』が上演された17世紀初頭のイングランド社会になると、固有名詞のパンダラスは物語から抜け出て、普通名詞“pander”「売春斡旋者／ボン引き」の語源となり、婚姻外の性的関係を仲介する職業人の代名詞となっていた。このパンダラスがシェイクスピア劇の舞台に登場すると、「売春斡旋者」にはさらに梅毒患者という設定が付加されることになった。

パンダラス 秘め事の楽しみを提供するこの殿堂に集う皆様方、
梅毒の痛みと私の哀れな運命で存分にお泣きください、
涙が出なければ、うめき声でも結構です、
私への哀れみからでなく、節々の激痛でうめきなさい、
密かな楽しみがお好きな紳士の方々と姫君の皆様、
2ヵ月後にまた、ここで私の遺言状を披露させましょう。
今すぐにも結構ですが、私には案じられて仕方ありません、
ウィンチェスターの雌鷺鳥が痛みでヤジを飛ばしはしないかと、
それではその時まで、私は汗を流して痛みを和らげます、
2ヵ月後に私の梅毒を皆様にお分けするために。
As many as be here of Pander's hall,
Your eyes, half out, weep out at Pander's fall;
Or if you cannot weep, yet give some groans,

Though not for me, yet for your aching bones.
Brethren and sisters of the hold-door trade,
Some two months hence my will shall here be made.
It should be now, but that my fears is this:
Some galled goose of Winchester would hiss.
Till then I'll sweat and seek about for eases,
And at that time bequeath you my diseases.

(The Tragedy of Troilus and Cressida, 5.11.45-54)

事実上のエピローグであるため、2人称 you は目の前の観客に呼びかけられ、8行目の「ウィンチェスターの雌鷺鳥」も「ヤジを飛ばす」ので、従来の意味である「女性器のおでき」ではなく、梅毒にかかった観客の一部を意味している。「ウィンチェスターの雌鷺鳥」はバンクサイドの娼婦から梅毒の症状を経由して、今や梅毒患者全般を表す用語として通用するようになっていた。

『オクスフォード英語辞典 (OED)』は“pander”の初出を1450年にしているが、1559年以前においてこの語が使われた例はOEDが挙げる初例だけであり、使用頻度が高くなる現象が確認できるのはOEDでも、『初期英語文献オンライン (EEBO)』でも1560年代からになる。今日「売春斡旋者・ポン引き」として今日一般的な単語は“pimp”であるが、文献におけるこの語の初出は1600年であり、16世紀半ばにはスラングとしても存在していなかったかもしれない。普通名詞の“pander”が生まれる以前において、「売春斡旋者」を意味する一般的な単語は“bawd” (OEDの初例1362年)であったが、シェイクスピア劇の『尺には尺を』や『ペリクリーズ』での使われ方から判断すると、“bawd”はポンピーやボードのような外回りのポン引きではなく、「娼館経営者」もしくは「娼館女主人」を指すものとして使われていた。

バンクサイド娼館街やコック・レーン娼館街のように、そこに娼館があ

ると広く知られていれば、基本的に外回りのポン引きは不要であり、事実、1393年の「特許状」は従業員を「娼館経営者とその妻、洗濯女、給仕人として男性1名」の4名に限定し、外回りの従業員を想定していない。言い換えれば、ポンピーやボールドのような外回りの「売春の仲介者・斡旋者」は売春が法的に行える社会であれば不要であり、この種の職業人がイングランド社会において生まれたことは公認娼館が廃止されたため、売春ビジネスが地下に潜ったことを示唆する。「売春を法的に行える場所を失った娼婦たちはロンドン中へ散っていった」らしいが、裁判記録における処罰者の増加傾向から、カーリンやバーフォードの推定によれば、16世紀後半期において娼婦の数はロンドン全域で増えつづけていた（Carlin 227; Burford127）。

公然と商売することができないのであれば、誰が見ても娼婦と分かる職業人はおらず、むしろ娼婦なのか堅気なのか判然としないのが、逆説的にシェイクスピア時代の娼婦の特性だったと思われる。『ヘンリー4世・第2部』において、ドル・ティアシートが最初に言及される時にも、この登場人物はフォールスタッフの小姓によって「ちゃんとしたご婦人（a proper gentlewoman）」と形容されている。ところが堅気であるはずの女性がシェイクスピア時代のステレオタイプ的な「穢れた悪」として表現されることになる。

フォールスタッフ 料理人のせいで大飯喰いが生まれるのなら、お前のおかげで病気持ちが生まれるんだ、ドル。俺たち、みんなお前からうつされる、ドル、お前からな。

Falstaff If the cook make the gluttony, you help to make the diseases, Doll. We catch of you, Doll, we catch of you.

(The Second Part of Henry the Fourth, 2.4.31-32)

フォールスタッフ このふしだらな肉と穢れた血に賭けて、大歓迎だ。

Falstaff By this light flesh and corrupt blood, you are welcome.

(*The Second Part of Henry the Fourth*, 2.4.213-14)

『オセロー』のピアンカもそうであるが、シェイクスピア劇の娼婦は日常では堅気と混じって生活をしており、その設定が同時代の観客には当たり前だったのである。

公認娼館が廃止された背景に挙げられているのが宗教改革後の道徳意識の変化であり (Karras 42-43; Carlin 226)、用語としての「ウィンチェスターの雌鴛鳥」は売春および娼婦に対する一般人の厳しい視線を如実に物語っている。先の引用に戻ると、パンダラスはグローブ座の芝居小屋を巨大な娼館、目の前にいる観客を娼館の顧客に見立てたうえで、「2 ヶ月後」にまたこの芝居小屋で (here) 「私の遺言状」を披露すると語っている。アーデン第3版の編者デイヴィッド・ベヴィントンはテキストの脚注において、「私の遺言状」云々が2 ヶ月後の『トロイラスとクレシダ』続編上演の予告であることを指摘している。彼の解釈によれば続編は予告だけで終わったことになるが、そうだろうか？ この問題については、改めて別稿で論じてみたい。

4) 結び

16 世紀・17 世紀イングランド社会における売春の実態については4人の研究者がアカデミックに分析しており、研究者たちが共通して指摘するのはこの1546年以降、バンクサイドとコック・レーンの娼婦たちがロンドン市内及び郊外に散り、表向き居酒屋の女性給仕人や洗濯女などの職業を持ちつつ「自らの肉体を売る」ようになった現象である (Burford 127; Karras 42-43; Carlin 225; Hausner 66-67)。「エリザベス朝の裏社会」という用語は今日の私たちに売春に関する無秩序で、ある意味でアウトロー的な牧歌的世界を想像させているけれども、シェイクスピア劇における売春関連の描写が示すのは観客たちの冷ややかな視線であり、現実における

売春ビジネスへの厳しい規制である。売春に対する言及は無数になるけれども、禁断の欲望という観点から今一度、エリザベス朝演劇は読み直されなければならない。

註

- 1) 本論におけるシェイクスピア劇の引用はすべて RSC 全集版に拠っている—— Jonathan Bate & Eric Rasmussen, eds. *William Shakespeare Complete Works*. Basingstoke: Macmillan, 2007.

[本研究は JSPS 科研費・基盤研究 B 「『シェイクスピア崇拜』と 18 世紀イングランド娯楽ビジネス」(研究代表者・佐々木和貴/課題番号 20H01242/研究期間 R2-R5)、JSPS 科研費・基盤研究 B 「娯楽文化史からとらえるエリザベス朝演劇—社会変化が生み出す総合エンターテイメント」(研究代表者・篠崎実/課題番号 19H01238/研究期間 R1-R4)、JSPS 科研費基盤研究 C 「シェイクスピア劇の小唄—テキストに埋め込まれた聴覚的連想イメージコード」(研究代表者・中野春夫/課題番号 17K02514/研究期間 H29-R2) 及び JSPS 科研費・基盤研究 C 「16 世紀イングランド文学における浮浪者の表象研究」(研究代表者・中野春夫/課題番号 26370290/研究期間 H26-H28) の助成を受けた成果である。]

引用文献

- Beier, A. L. *Masterless Men: The Vagrancy Problem in England 1500-1640*. London: Methuen, 1985.
- Beier, A. L. and Roger Finlay. *London 1500-1700: The Making of Metropolis London*. London: Longman, 1986.
- Bloch, Ivan. *Sexual Life in England Past and Present*. 1901-03. Trans. William H. Forstern. London: Arco, 1958.
- Brandon, David & Alan Brooke. *Bankside: London's Original District of Sin*. London: Amberley, 2013.
- Brears, Peter. *Cooking and Dining in Tudor and Early Stuart England*. London: Prospect Books, 2015.
- Burford, E. J. *Bawds and Lodgings: A History of the London Bankside Brothels c. 100-1675*. London: Owen, 1976.
- . *In the Clink: The Story of London's Oldest Prison*. London: New English Library, 1977.
- Carlin, Martha. *Medieval Southwark*. London: The Hambleton Press, 1997.

- Fitzpatrick, Joan. *Food in Shakespeare: Early Modern Dietaries and the Plays*. New York: Ashgate, 2007.
- Hausner, Sondra L. *The Spirits of Crossbones Graveyard: Time, Ritual, and Sexual Commerce in London*. Bloomington: Indiana University Press, 2016.
- Jonson, Ben. *The Alchemist*. Ed. Peter Holland and William Sherman. *The Cambridge Edition of the Works of Ben Jonson*. David Bevington, Martin Butler, and Ian Donaldson, eds. 8 vols. Cambridge: Cambridge University Press, 2012. Vol. 3, pp. 541–710.
- Karras, Ruth Mazo. *Common Women: Prostitution and Sexuality in Medieval England*. New York: Oxford University Press, 1996.
- *Sexuality in Medieval Europe: Doing unto Others*. New York: Routledge, 2005.
- McCarthy, Conor. *Love, Sex and Marriage in the Middle Ages: A Sourcebook*. New York: Routledge, 2004.
- Porter, Stephen. *Shakespeare's London: Everyday Life in 1580–1616*. London: Amberley, 2009.
- Post, John. 'A Fifteenth-Century Customary of the Southwark Stews'. *The Journal of the Society of Archivists*. Vol. 5 (1977) Issue 5. pp. 418–28.
- Potter, Roy. *London: A Social History*. 1994. London: Penguin, 2000.
- Salkeld, Duncan. *Shakespeare among the Courtesans: Prostitution, Literature, and Drama, 1500–1650*. London: Routledge, 2012.
- Stow, John. *A Survey of London*. 1598. 2 vols. Ed. C. L. Kingsford. Oxford: The Clarendon Press, 1908.
- Williams, Gordon. *Shakespeare's Sexual Language: A Glossary*. London: Continuum, 2006.